

議案第 55 号

平成 24 年度川崎市一般会計補正予算

平成 24 年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,464,907千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 607,155,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 25 年 2 月 25 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

款	項
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
19 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
22 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

予 算 補 正

補 正 前 の 額	補 正 額	計
100,337,637 ^{千円}	759,672 ^{千円}	101,097,309 ^{千円}
75,441,090	180,733	75,621,823
24,367,398	578,939	24,946,337
26,755,154	175,235	26,930,389
24,347,923	175,235	24,523,158
70,109,000	2,530,000	72,639,000
70,109,000	2,530,000	72,639,000
603,691,033	3,464,907	607,155,940

歳 出

款	項
2 総 務 費	
	3 危 機 管 理 費
13 教 育 費	
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	4 高 等 学 校 費
	5 特 別 支 援 教 育 費
	8 教 育 施 設 整 備 費
歳 出 合 計	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
47,263,406 ^{千円}	284,041 ^{千円}	47,547,447 ^{千円}
1,021,839	284,041	1,305,880
45,652,970	3,180,866	48,833,836
5,836,910	70,851	5,907,761
2,517,463	40,647	2,558,110
3,722,865	2,535	3,725,400
560,981	1,947	562,928
18,898,004	3,064,886	21,962,890
603,691,033	3,464,907	607,155,940

第 2 表 繰 越

1 追 加

款	項
2 総 務 費	3 危 機 管 理 費
13 教 育 費	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	4 高 等 学 校 費
	5 特 別 支 援 教 育 費
	8 教 育 施 設 整 備 費
	小 計
合 計	

2 変 更

款	項
13 教 育 費	8 教 育 施 設 整 備 費

繰 越 明 許 費 総 合 計

明 許 費 補 正

事 業 名	金 額
	千円
備 蓄 倉 庫 整 備 事 業	284,041
理 科 教 育 設 備 整 備 事 業	70,851
理 科 教 育 設 備 整 備 事 業	40,647
理 科 教 育 設 備 整 備 事 業	2,535
理 科 教 育 設 備 整 備 事 業	1,947
校 舎 建 築 (改 築) 事 業	366,358
校 舎 建 築 (増 築) 事 業	1,163,474
既 存 学 校 施 設 再 生 整 備 事 業	605,397
学 校 防 災 機 能 整 備 事 業	284,505
一 般 営 修 繕 事 業	408,416
	2,944,130
	3,228,171

事 業 名	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
重複障害特別支援学級改修事業	4,725	236,736	241,461

	24,724,273
--	------------

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
備蓄倉庫整備事業	千円 189,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円
義務教育施設整備事業	5,811,000	2,172,000	7,983,000
特別支援教育施設整備事業	1,646,000	169,000	1,815,000
合 計	7,457,000	2,341,000	9,798,000
地 方 債 総 合 計	70,109,000	2,530,000	72,639,000